条例の前文

人権とは、誰もが生まれながらに持つ、人間が 人間らしく自身の意思で生きていくための誰から も侵されることのない基本的な権利で、私たちの 先人たちが築いてきたとても大切な財産です。

日本国憲法では、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であり、すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないことを定めています。

また、世界人権宣言は、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であることをうたっており、これらは共に人類普遍の原理です。

しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向・性自認等の人権課題が存在し、加えて、情報化の進展に伴い、新たな媒体を介しての差別を助長する掲示や誹謗中傷などが顕在化しています。

私たちは、どんな理由があっても、誰かを差別したり、傷つけたり、いじめることがあってはなりません。すべての市民や事業者は、相手を理解して、尊重し、思いやり、「人権尊重」を自分の事としてとらえ、差別を決して許さない心を育む努力が必要です。

本条例は、すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができる、誰一人として取り残さない安心して暮らせるまちをめざす、その礎になるものです。

条例の内容について詳しく知りたい方は、 こちらをご覧ください。



三原市 人権条例



人権相談窓口

どうぞお気軽にご相談ください。

三原市人権相談 (平日 10時~16時)

対面または電話で、差別・いじめ・ ハラスメント・誹謗中傷・犯罪被害など、あらゆる 人権に関する相談に応じ、助言を行うほか、 専門機関を紹介します。

場所:市役所3階・各人権文化センター

0848-67-6044

三原市インターネット人権相談

専用フォームから人権に関する 相談を受け付け、人権相談員が メールで回答します。



三原市女性相談・DV相談 (平日 9時30分~16時)

対面または電話で、女性相談員が相談に応じます。

場所:市役所2階女性相談室

0848-61-0122

三原子どもサポートダイヤル (平日 8時30分~17時15分)

いじめ・学校生活の悩みなどの相談に応じます。

0848-67-6173

法務局人権相談ダイヤル (平日 8時30分~17時15分)

人権擁護委員・法務局職員が相談に応じます。

0570-003-110

〒723-860Ⅰ

広島県三原市港町三丁目5番1号 三原市 生活環境部 人権推進課

TEL 0848-67-6044

FAX 0848-64-4103

MAIL jinken@city.mihara.hiroshima.jp

みはらしみん
「すべての三原市民の
じんけん そんちょう
人権が尊重される
じょうれい
まちづくり条例」



市民みんなの力で 差別のない社会をつくろう

「すべての三原市民の人権が 尊重されるまちづくり条例」の概要

三原市では、人権課題に対する市民の皆さんの

理解を深め、差別のないまちの実現をめざします。

なぜこの条例を作ったの?

近年、持続可能な開発目標(SDGs)の提唱や 国の人権に関する様々な法律の制定など、社会的 な人権意識が高くなっています。

日本国憲法で保障されている基本的人権の尊重に 基づき、三原市でも「人権尊重都市宣言」を行い、 市民の人権を尊重する取組を続けてきました。

しかしながら、今もなお多くの人権課題が 存在しており、近年ではインターネットの発達 やスマートフォンの普及で、差別を助長したり、 個人を誹謗中傷する書き込みが多く発生し、市民 の人権が守られていない状況が心配されます。

そこで、「すべての市民が差別のない、自分 らしく生きることができる、誰一人として取り 残さない安心して暮らせるまち」「誰もが真に 大切にされ、人権が尊重されるまち」を市民や 事業者の皆さんと共につくるため、めざす姿や 基本理念などを共有できる条例を作りました。

法務省が示す啓発活動強調事項

- Ⅰ 女性の人権を守ろう
- 2 子どもの人権を守ろう
- 3 高齢者の人権を守ろう
- 4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 5 部落差別(同和問題)を解消しよう
- 6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 7 外国人の人権を尊重しよう
- 8 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- 9 ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 10 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- || 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- 12 インターネット上の人権侵害をなくそう
- 13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 15 性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう
- 16 人身取引をなくそう
- 17 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

市民・事業者の責務

市民の責務

▶第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権 を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるととも に、市が実施する人権施策に協力するよう努めな ければならない。

事業者の責務

▶第6条 事業者は、基本理念にのっとり、すべての 人の人権を尊重し、事業活動に関わる者の人権 意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権 施策に協力するよう努めなければならない。



市は何をするの?

基本計画を立てて、関係機関と連携しながら、人権施策をすすめるんじゃ。 行政のすべての分野で一人ひとりの 人権が尊重されるよう取り組むぞ。 市民や事業者向けの出前講座や講演 会・研修会をやるけえ、わしと一緒 に学ぶのじゃ!





私たちは何をしたらいいの?

差別をなくすために、お互いを思い やる心を持って、一人ひとりの人権を 守ってほしいんじゃ。

これから市が行う啓発活動や人権施 策に協力してくれると嬉しいのう!





人権侵害を受けたら どうすればいいの?

不当な人権侵害などを受けたときは、 まずは人権相談窓口に相談じゃ! 助言などを行うほか、場合によって は市が関係機関と協力して対応するぞ。 インターネットの専用フォームもあ るけぇ、気軽に相談してくれえの!

